

いつつ星会居宅介護支援事業所運営規程 (指定居宅介護支援及び介護予防支援)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人いつつ星会が開設する、いつつ星会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援及び介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保し、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「専門員」）が、要介護状態又は要支援状態（介護予防にあつては「要支援状態等」）にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援・介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の専門員等は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者が受ける指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立な業務を行うものとする。

(介護予防支援の運営方針)

- 第3条 事業所の専門員等は、要支援状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護予防サービス等」という。）が総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。
- 2 事業の実施に当っては関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、地域社会との連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち利用者が受ける介護予防サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立な業務を行うものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いつつ星会居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 二戸市仁左平字横手6番地1

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者兼主任介護支援専門員

管理者兼主任介護支援専門員は、事業所の従業者の管理・指導及び業務の統括、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、介護支援専門員の業務を兼務する。

(2) 介護支援専門員

介護支援専門員として、指定居宅介護支援サービス又は指定居宅支援サービス計画の作成・介護予防支援サービス又は介護予防サービス計画の作成及び、サービス利用の申し込みに係る調整など、介護サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務にあたる。

(事業所の職員体制等)

職 種	人 員	業 務 内 容
管理者	1 名 常勤 (主任介護支援専門員兼務)	従業者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の状況把握その他管理を一元的に行う
介護支援専門員	1 名以上 常勤	・居宅介護支援業務

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日（但し12月30日～1月3日は休業）

休業日 土曜日、日曜日、祝祭日 ※電話により連絡可能な体制。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援サービス又は指定居宅支援サービスの内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援サービス又は指定居宅支援サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援サービス又は指定居宅支援サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料は無料とする。

(1) 相談

事業所内に相談室を準備し、利用者から相談に適切に対応する。

(2) 課題分析

利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「介護福祉士会方式」「社会福祉士会方式」「MDS-HC」「包括的自立支援プログラム」「居宅サービス計画ガイドライン」等とする。

(3) 介護サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議等

介護サービス計画原案に対し専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者会議を招集して行うサービス担当者会議を事業所内会議室において開催するか、もしくは照会する。また、利用者が要介護更新認定、要支援更新認定を受けた場合や要介護状態区分状況が変更になった場合は、サービス提供者会議を事業所内会議室において開催する。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。作成した居宅サービス計画は利用者等に説明をし、同意を得た上で利用者等に交付をし、サービスを実施する。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう、月に1回の居宅訪問による面接などの方法による支援を行う。

(6) モニタリング

毎月の居宅訪問などの支援について、1ヶ月に1回モニタリング結果を整理し、利用者等の求めるサービスが適切に提供されているか見直しを行う。

(7) その他

利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービス提供を行う。

第8条 事業の内容は次の通りとし、介護予防支援の利用料は、介護予防サービス提供開始以降、報酬の告示上の額（月単位）とする。ただし、介護保険の法定代理受領により、介護予防支援事業所に対し介護予防給付が支払われる場合、利用者は無料とする。

(1) 相談

事業所内に相談室を準備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析

利用者の状態を把握し、介入すべき課題の探索を行う。

(3) 介護予防サービス計画原案の作成・利用者又は家族に説明し、同意を得た後交付する。

(4) 介護予防サービスの提供、サービス実施状況の把握と各サービス提供事業所との連絡調整を行う。

(5) 介護予防サービス利用状況、利用経過の把握

(6) 給付管理及び評価

介護保険サービスの利用実績を毎月給付管理票に記載し、地域包括支援センターに報告します。3～6ヶ月に1回、計画の達成状況について評価を行い、介護予防サービス計画変更の必要性を検討する。

(移動費)

第9条 1 事業所が通常の事業実施地域を越えて中山間地域等に居住する者にサービスを提供した場合移動費用が相当程度必要となる事を踏まえて中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として居宅介護支援費の5%を徴収する。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又その家族に対して事前に文書で

説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、旧二戸市の区域とする。

（守秘義務と秘密保持）

第11条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（苦情処理）

第12条 事業所は、提供した指定居宅介護支援及び指定介護予防居宅介護支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（その他運営についての留意事項）

第13条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 個々の利用者ごとに、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、アセスメント結果の記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリング結果の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を整理した居宅介護支援台帳並びに介護予防支援台帳を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人いつつ星会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成	18年	4月	1日から施行する
この規程は、平成	21年	4月	1日から施行する
この規程は、平成	23年	4月	1日から施行する
この規定は、平成	24年	4月	1日から施行する
この規定は、平成	25年	6月	1日から施行する
この規定は、平成	25年	6月18日	から施行する
この規定は、平成	26年	4月	1日から施行する
この規定は、平成	27年	4月	1日から施行する
この規定は、平成	29年	9月	1日から施行する
この規定は、平成	30年	4月	1日から施行する
この規定は、令和	1年	8月	1日から施行する
この規定は、令和	4年	4月	1日から施行する
この規定は、令和	5年	4月	1日から施行する
この規定は、令和	6年	4月	1日から実施する
この規定は、令和	7年	4月	1日から実施する